新条例に係る各種計画書等の制度について



徳島県 県民環境部 環境首都課 気候変動対策担当

.

新条例に基づく各種計画書等

1-1 温室効果ガスの排出削減計画書(条例第25条)

・事業活動に伴い、温室効果ガスの排出抑制のための措置及び目標を定めた 計画書を提出

1-2 実施状況報告書(条例第26条)

・事業活動に伴い、前年度に排出した温室効果ガスの排出量、計画書に基づく 措置の実施状況を報告

2 建築物環境配慮計画書(条例第32条)

- ・建築物の新築、改築、増築の際に、温室効果ガスの排出抑制等、環境配慮に 関する事項を定めた計画書を提出
- 3 環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等(条例第38条)
 - ・管理する自動車を使用する際に、エコドライブ推進員を選任し、温室効果ガス 排出抑制の取組を定めて届出

2

1-1 温室効果ガスの排出削減計画書(条例第25条、第27条)(規則第8条、第9条)

		旧条例	新条例
		(徳島県地球温暖化対策推進条例)	(徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例)
		・前年度のエネルギー使用量が原油換算で	・前年度のエネルギー使用量が原油換算で
	特定事業者	1,500kl以上の事業者	1,500kl以上の事業者
対象者	付化争未行	・運送事業者(トラック・バス・自家用貨物	・運送事業者(トラック・バス・自家用貨物
		自動車:100台以上、タクシー:150台以上)	自動車:100台以上、タクシー:150台以上)
	中小排出事業者	上記未満	上記未満
	特定事業者	義務	義務
提出	中小排出事業者	任意	任意
	<u>※県·市町村</u>	特定事業者に該当する場合のみ提出	規模に関わらず提出(任意)
目標	特定事業者	任意	且標削減率「1%/年以上」 (任意)
日信	中小排出事業者	江忠	※総排出量、原単位ベースどちらでも可
	特定事業者	·提出書	•提出書
添 付	付此爭未白	・温室効果ガス排出量内訳書	・温室効果ガス排出量内訳書
書類	中小排出事業者	_	・温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策
	中小排口争耒石		<u>チェックリスト(計画書用)</u> (任意)
公表	特定事業者	公表	公表
公衣	中小排出事業者	_	同意があった場合は公表

新

3

新条例等の変更点

1-1 温室効果ガスの排出削減計画書(規則第8条、第9条)



抽	Eŝ		謎	H65	-	E	対	965	21		gHij	85	X			新		规
, E	~1		ton.	HSC.		L	^7	SPE	pı		gent.	***	分			変		更
事美	※ 者	の [2	公分		特欠	と事業	者者	(原油) (自動家の 以外の	車運送用貨物	事	業を	行う	者)					:の者)
氏名	3 又	は名	称															
住所又)	注主たる	事務所の	所在地															
主	t ?	5 業	種															
計	画	期	間							3	年度 个	~				年度	Ę	
基	本	方	針															
										_								
推	進	体	制	ント	. > >	ネジスの名	4				適用範囲				得等月日			
温室	(効)	りにイン リガオ 押措	スの															
事温井	活効出	カレガ 大 大	半うの況	基準	年月	度排出	量	1									t	-со
at 28	法证	th (C.f	# 5	目標		度排出		2									t	-со
		とガ:		В				ベース										9
排出條		抑制	に標	標削減率				ベース										9
		Name :				-			_	_	B		標		年		度	
				X				分		取	組	量	等		二首	良化	炭素接	算量
森林	吸車	又源;	付策	森木	*の	保全	及	び整備	整值	ii di	積		h	a 吸	収	量		- 1
100 1-	11 2	5温音	dc 26	グリ	->	電力	証書	の購入	購	入	量		k w	h All	減	量		- 3
47 10	- the te	J IIII. s	45.792	再生	E可	能工	木,	ルギー	売	睢	量		k w	h M	減	量		- 3
果力	120	の削さ	成量	0		供		部口	熱色	共給	量		G	」 削	減	量		
				そ		0		他	()			- ()		- 1
				吸	収	量及	2 7	片削	岐 量	0	合	計	(2	3)				
w :	er 16	⊭в	311.	目棋	年月	更差引	排	出量(2)-(3)		(1)					t	- c o
205	21 1	т п	м	削減	東率	((0) –	(1) /	D)									0
特	記	事	項															
考 1	を記	入す	」欄るこ	Ł .				分」欄 多									変当す 己載し	

認証を受けている場合等に記載すること。 「基準年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の最終 年度をいう。

効果ガスの排出削減計画書区□新分□変 □ 特定事業者 (原油機算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の者) □ 特定事業者 (自動車運送事業を行う者) □ 特定事業者 (自動車を行う者) □ 株営事業 (自家田食働自動車による貨物の輸送を行う者) ・ 上る貨物の輸送を行う者) トの事業者) 計 画 期 間 適用 取 得 日 事業活動に伴う 各年度毎の 温室効果ガスの 排出の抑制に 記載に変更 係 る 措 置 t-CO 事業活動に伴う □ 排出量べ ※変更項目 ※新規項目 目標設定の考え方

[※]変更箇所は赤字部分

1-1 温室効果ガスの排出削減計画書(規則第8条、第9条)

旧



	区分	目	標	年 度		
	L 71	取 組	量等	吸収量又は削減量		
	森林の整備及び保全	整備面積	h a	t		
森林吸収源対	Jークレジットの購入	購入量		t		
等による温室効	グリーン電力証書の購入	購入量	k w h	t		
果ガスの吸収🔆	グリーン熱証書の購入	購入量	G J	t		
及び削減量	再生可能エネルギー	売電量	k w h	t		
	の 供 給	熱供給量	G J	t		
《追加項目	そ の 他	()		t		
	吸収量及び削減	成量の合計	+ 3	t		
差引排出量:	目標年度差引排出量((2-3) 4		t - C O		
定 別 併 山 里	削減率 ((①-④) /(D)		9		
地域における温 室効果ガスの 削減への貢献に 関 す る 事 項	*	新規項目				
その他温室効果 ガスの排出の 抑制等に 関する事項	*	新規項目				

個男 1 「区分」側、「事業者の区分」側及び「目標削減率」欄は、いずれか該当する口にレ印 2 記入すること。 2 記入すること 1 主たる機能 側には、日本程準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、2以上の 業 種に属けて事業を行う事業者にあっては、そのうちの主た事業を記載すること。 3 認証を受けている場合等に記載するとの条約。側は、原規マネジメントシステムの服格の 4 「基準年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい。「日標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい。「日標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい。「日標年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい。「日標年度」とは計画期間の数条

新条例等の変更点

旧

1-1 提出書(規則第8条、第9条、第11条)





1-2 実施状況等報告書(条例第26条、第27条)(規則第11条)

		旧条例 (徳島県地球温暖化対策推進条例)	新条例 (徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例)
対象者	特定事業者	・前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl以上の事業者 ・運送事業者(トラック・バス・自家用貨物 自動車:100台以上、タクシー:150台以上)	・前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl以上の事業者 ・運送事業者(トラック・バス・自家用貨物 自動車:100台以上、タクシー:150台以上)
	中小排出事業者	- (計画書のみ対象、報告書は対象外)	上記未満(新たに対象)
	特定事業者	義務	義務
提出	中小排出事業者	_	任意
	<u>※県∙市町村</u>	特定事業者に該当する場合のみ提出	規模に関わらず提出(任意)
添付	特定事業者	提出書温室効果ガス排出量内訳書	・提出書・温室効果ガス排出量内訳書
書類	中小排出事業者	_	・温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策 チェックリスト(報告書用)(任意)
公表	特定事業者	公表	公表
公衣	中小排出事業者	_	同意があった場合は公表

[※]変更箇所は赤字部分

7

新条例等の変更点

1-2 実施状況等報告書(規則第11条)



実 前	ã	状	況	4	報	告	書	報行	与対象年	度		年度
事業者の区分	0000	特定事	業者(業者(自動車進 自家用貨	エネルギ 送事業を 物自動車	行う者)				・ル以上の)	(者)	
氏名又は 名 称												
住所又は主たる 事務所の所在地												
主たる業種												
計画期間						年度	~		年度			
地化計工措実施でいる況												
	×		分	Ħ	告対	象 4	下 度		1	標	毎	度
事業活動	排	出	量				t - C	O ₂				t - C C
温室効果ガスの		口 排出	量ベース					%				
排出状況及び削減	削	口原料	位ベース					%				
目標の 達成状況	被率	無単位	の考え方									
	_		-	報	告対象年	E度 (実績)	目標年度 (計画)				
	X		分	取組	量等	二酸化	炭素換	算量	取組	量 等	二酸化	炭素換算
森林吸収	森林	の保全及	び整備	整備組織	ha	吸収量		t	整備系統	h a	吸収量	
源対策等	41	一ン電力証	書の購入	購入量	kwh	削減量		t	購入量	kwh	削減量	
による湿	再	生市		売電量	kwh	削減量		t	売電量	kwh	削減量	
室効果ガ	の	ネル供	ギー給	務與於重	G J	削減量		t	B供給量	G J	削減量	
スの削減	そ	の	他	()		()		t	()		()	2
	吸収	量及び削減	量の合計	Ι ΄				t				
差 引	基	準年月	Œ (D 報告	対象年	度 ②	Ħ	標	年	度削減	率 ((①	-2)/(
排出量			-cc	i		-CO:			t-CC			-

福考 1 「事業者の区分」欄及び「削減率」欄は、いずれか減当する□にレ印を記入すること。 2 「主たる業績」欄には、日本標準産業分類の総分類に従って事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。 3 「報労救率度」とはこの報告者を提出する年度の前年度をい、「目標年度」とは計画期間の最

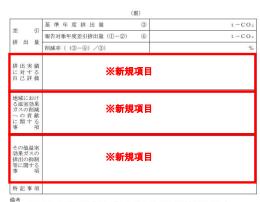


実	施		状	沢	等	報	告	7	報	告対象年	腹				年
事業	者				原油換算自動車運				1,500	キロリッ	トル	以上	の者)		
の区	分		Advantage of	to Marian.	者(特定	44 15 104	Clark.	7 0044	- AA-V	5	者)				
氏名	又は称		中小雪	采作口中来	有(特定	事業有以	1950)	争来有	,	_					_
住所又は事務所の	主たる所在地														
主た業	る種														
計画	期間						年	度~			年度				
スの排画を推進を推進を	書にくの														
str. de 1	ve. 161	X		分	\$6	告文	象	年月	Œ		目	標	年	度	
事業に伴		排	出	量	1			t -	CO:					t - (CC
	0	削	口排	出量ベース					%						
及び月	削減	施	o R	単位ベース					%						
目 標達成:	伏況	率		位に用いた Gび設定方法				*:	变更	項目					
					報行	与対象	下度	(実績)	目	標年	度	()	· 画)	
		区		分	取 組	量等	吸巾	量又は	削減量	取組	量	等	吸収重	と又は前	川城
森林		森林	木の整備	及び保全	整備前段	h a			t	整備百段		ha			_
源対	3%	J-	クレジッ	トの購入	量人觀				t	購入量					
E.L.		グリ	一ン電力	証書の購入	購入量	kwh			t	購入量	k	w h			_
室 効!	32	グリ	ーン熱語	E書の購入	購入量	G J			t	購入量		G J			_
スの!	吸 収	再	生	可能	売電量	kwh			t	売電量	k	wh			_
量 及	CK	の	ネル供	ギー給	株件総合	G J			t	製作会量		G J			_
削減		-č	0	他	()				t	()					_
追加	埧	1000		減量の合計	(2)		+		t	0 00		_			-

1-2 実施状況等報告書(規則第11条)

旧





傷考

「事業者の区分」欄及び「削減率」欄は、いずれか該当する口にレ印を記入すること。

「主たる業種」欄には、日本標準係業分類の細分類に従って事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
「雑告対象申度」とはこの報告書を提出する性の前年度をいい、「基準年度」とは計画期間の初年度の前年度をいい、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいう。

9

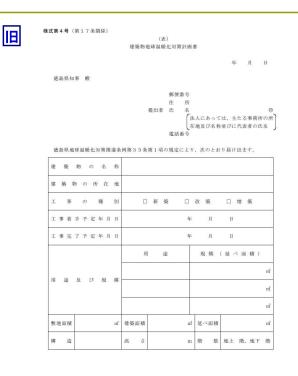
新条例等の変更点

2 建築物環境配慮計画書(条例第32条)(規則第16条、第17条、第19条)

		旧条例 (徳島県地球温暖化対策推進条例)	新条例 (徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例)
対象者	規則で定める 規模以上 規則で定める 規模未満	・新築:床面積2,000㎡以上 ・増改築:増改築に係る床面積2,000㎡以上 ー	・新築: 床面積2,000㎡以上 ・増改築: 増改築に係る床面積2,000㎡以上 上記未満(新たに対象)
提出	規則で定める 規模以上	義務	義務
1Æ III	<u>規則で定める</u> 規模未満	_	任意
添付書類	規則で定める 規模以上 <mark>規則で定める</mark> 規模未満	「建物の環境評価」または「CASBEE - 新築(簡易版)(または、これに類するもの。)」	環境エネルギー性能評価指標の評価書 ・CASBEE新築(非住宅用)、戸建(戸建住宅用) ・一次エネルギー消費算定プログラム (住宅用)(建築物用)(モデル建築物法)
公 表	規則で定める 規模以上 <mark>規則で定める</mark> 規模未満	_	同意があった場合は公表

※変更箇所は<mark>赤字部分</mark> 10

2 建築物環境配慮計画書(規則第16条)

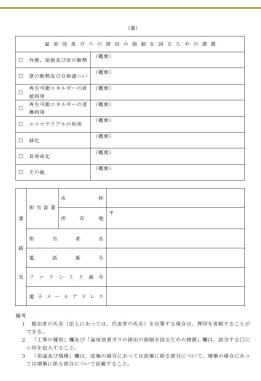




新条例等の変更点

2 建築物環境配慮計画書(規則第16条)





新 熱の損失の 防止に関する 頭 エネルギーの 効率的な利用 に関する事項 ガスの排出 (概要) の抑制等を ※変更項目 図るための (概要) (概要) その他 担当部署 所 在 地 者 話 番 ファクシミリ番号 □ 同意する □ 同意しない ※新規項目

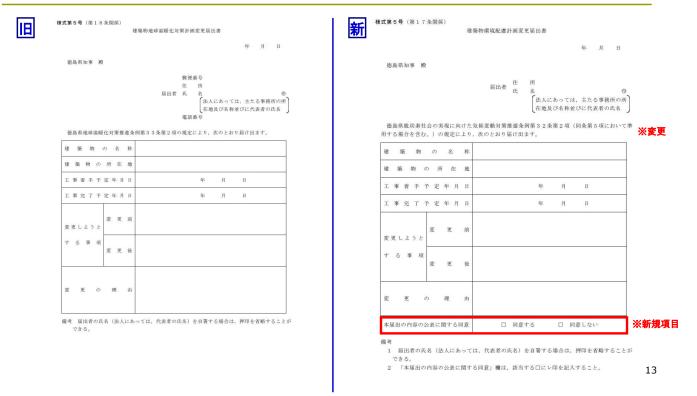
(惠)

提出者の氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印を省略することが

- ・3。 「工事の種別」欄及び「本計画書の内容の公表に関する同意」欄は、いずれか該当する口に

12

2 建築物環境配慮計画変更届出書(規則第17条)



新条例等の変更点

2 工事完了届出書(規則第19条)





3 環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等(条例第38条)(規則第21条)

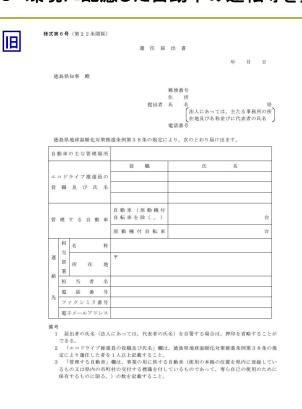
		旧条例 (徳島県地球温暖化対策推進条例)	新条例 (徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例)
	規則で定める 規模以上	管理する自動車が50台以上	管理する自動車が50台以上
対象者	規則で定める 規模未満	_	<u>上記未満</u> (新たに対象)
提出	規則で定める 規模以上	義務	義務
佐 山	<u>規則で定める</u> 規模未満	_	任意
公 表	規則で定める規模以上	_	同意があった場合は公表
	<u>規則で定める</u> 規模未満		

[※]変更箇所は赤字部分

15

新条例等の変更点

3 環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等(規則第21条)





提出物一覧

「温室効果ガスの排出削減計画書」「実施状況等報告書」

名称	区分	提出書類	提出時期	提出先	備考
1-1	計画	(1)提出書(規則様式第2号) (2)温室効果ガスの排出削減計画書(規則様式第1号) (3)温室効果ガス排出量内訳書(指針) (4)温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(計画書用) (指針)(任意)	計画期間 初年度の 7月末日 まで	県民環境部 環境首都課	※排出内訳書 基準年度及び 目標年度分を 添付
温室効果ガスの排出削減計画書	変更	(1)提出書(規則様式第2号) (2)温室効果ガスの排出削減計画書(規則様式第1号)(変更後) (3)温室効果ガス排出量内訳書(指針)(変更後) (4)温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(計画書用) (指針)(変更後)(任意)	変更後 速やかに	同上	※排出内訳書 基準年度及び 変更後の目標 年度分を添付
1-2 実施状況等報告書	報告	(1)提出書(規則様式第2号) (2)実施状況等報告書(規則様式第3号) (3)温室効果ガス排出量内訳書(指針) (4)温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(報告書用) (指針)(任意)	報告に係る 年度の 翌年度の 7月末日 まで	県民環境部 環境首都課	※排出内訳書 基準年度及び 報告年度分を 添付

[※]旧徳島県地球温暖化対策推進条例の規定により「地球温暖化対策計画書」を提出している場合は、 当該計画書を新条例における「温室効果ガスの排出削減計画書」とみなします。

17

提出物一覧

「建築物環境配慮計画書」「環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等」

名称	区分	提出書類	提出時期	提出先	備考
1-3 建築物環境配慮計画書	計画	(1)建築物環境配慮計画書(規則様式第4号) (2)建築物の環境性能に関する評価結果 次に掲げる環境エネルギー性能評価指標の評価書又はこれに類するもの ア CASBEE新築(非住宅用) イ CASBEE戸建(戸建住宅用) ウ 一次エネルギー消費算定プログラム(住宅用) エ 一次エネルギー消費算定プログラム(建築物用) オ 一次エネルギー消費算定プログラム(モデル建築物法) (3)図面 (4)委任状(必要な場合)	工事着手 予定日の 21日前 まで	建築物の所在地を 所管する総合県民局 又は東部県土整備局 ただし、 徳島市内の建築物は 県民環境部 環境首都課	
	変更	(1)建築物環境配慮計画変更届出書(規則様式第5号) (2)添付書類は計画書に準ずる	計画書に	同上	
	完了	(1)工事完了届出書(規則様式第6号) (2)委任状(必要な場合)	工事完了後 15日以内	同上	
1-4 環境に配慮した自動車 の運転等を推進する者 の選任等	届出	(1)選任届出書(規則様式第7号)	選任後速やかに	県民環境部 環境首都課	※変更があった 場合も同様

[※]旧徳島県地球温暖化対策推進条例の規定により「建築物地球温暖化対策計画書」または「選任届出書」を提出している場合は、 当該計画書をそれぞれ、新条例における「建築物環境配慮計画書」または「選任届出書」とみなします。

☆ 詳しくは、徳島県ホームページをご覧ください。

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例及び関連規定」

http://www.pref.tokushima.jp/kankyo/ondanka/



<お問い合わせ> 徳島県 県民環境部 環境首都課 気候変動対策担当

住 所: 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話:088-621-2253 ファクシミリ:088-621-2845

メール: kankyousyutoka@pref.tokushima.jp